

令和 4 年度

薩摩川内市川内歴史資料館
年 報

薩摩川内市川内歴史資料館

SATSUMASENDAI CITY

SENDAI HISTORICAL MUSEUM

目 次

I 事 業	1
1 令和4年度事業報告	1
2 資料収集・保存	2
3 展示	6
4 普及活動	8
II 管理・運営	14
1 管理・運営	14
2 川内歴史資料館指定管理者体制	15
3 薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会	16
4 利用状況	17
5 決算	19
6 条例・規則	20
※ その他	28

I 事業

1 令和4年度事業報告

今年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染対策に努めながら、計画どおりの事業を実施できたことにより、利用者数は前年比26.6%増となった。

展示では、旧暦（太陰太陽暦）の明治5年12月3日を新暦（太陽暦）の明治6年1月1日とした改暦から150年の節目に合わせて、トピック展示として「暦の歴史～旧暦から新暦へ」を行った。次に、例年実施している終戦記念展示コーナーでは、郷土に残り、伝えられてきた資料を通じて、歴史教育や平和学習の機会としてもらうため、「資料に見る郷土の戦争」として身近な戦争の歴史を紹介した。また、特別展ではNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送に合わせ、鎌倉時代全体を通した「鎌倉時代の薩摩川内」を開催した。鹿児島県歴史・美術センター黎明館や鹿児島県立埋蔵文化センターをはじめ、県内各機関から多数の資料を借用し、来館者が分かり易くなるよう展示の工夫を行ったことにより、好評の声を多くいただいた。

教育普及活動では、自然・考古・歴史・民俗など多分野にわたった歴史講座の開講や歴史の紹介を交えた様々なテーマでの工作教室のほか、1階図書コーナーの活用を図るためのコーナーを設け、民話や長崎堤防を紹介した。

そのほか、当館の自主事業として、学芸員による出前講座やいきいき生涯学習事業なども実施した。いきいき生涯学習事業では、隣接するまごころ文学館との合同企画として、文学館収蔵資料である作曲家山本直純氏愛用の大橋ピアノを用いた演奏に合わせて即興で踊るなど、博物館にダンスを取り入れた新しい試みや、資料館の開館記念日にミュージアムコンサートを実施するなど、多くの方に興味をもってもらえる企画となった。また、土曜日・日曜日・祝日における小・中・高校生の入館料無料について、広く周知されていることにより、校外学習の見学後に無料期間を利用して再度来館するケースも増えた。

今年度も新型コロナウイルス感染症の諸対策を実施のうえでの開館ではあったが、令和5年3月からマスク着用等の緩和、5月からは感染法上の5類に引き下げられることで、コロナ禍以前の利用を取り戻しつつある。引き続き安心して来館してもらえるよう対策をしながら、令和6年2月の開館40周年を控え、関連する事業を実施するとともに、老朽化による施設改修の検討を進めるなど、博物館を発展させていくための更なる創意・工夫に取り組みたい。

2 資料収集・保存

(1) 資料収集

今年度は、資料の収集活動及び資料受け入れ・準備作業（状態確認、清掃、資料情報調査、一覧作成など）を実施した。

収集に関しては、これまでと同様に収蔵スペースの確保が困難となっていることが課題であり、収蔵庫内の整理作業とともに、資料受け入れを慎重に検討する必要がある。

資料は、市民各位の御芳志により、主に寄贈形式で提供を受けた。

寄贈資料の中から、下記について紹介する。

① 色絵桜島大爆発図桜島大根形皿、薩摩郡案内、絵葉書「国弊中社新田神社絵端書」他

〔令和4年5月30日受入れ〕

資料は、見込みに桜島から噴煙が上がっている絵付けに「大正六年一月十五日 櫻島大爆発 惨状乃光景」と記されている皿である。桜島の噴火は、大正3（1914）年の最大規模の噴火によって大隅半島とは陸続きとなり、記念として作られたものとみられる。

案内書や絵葉書は、大正から昭和期にかけの交通網の発達等から起きた観光ブームによって各地で作られている。薩摩郡案内は、鹿児島県薩摩郡役所が大正3（1914）年に発行したもので、表紙には「国鉄川内線 開通記念」の記念スタンプが押され、当時の名所や地形、交通、文化、産業等を知ることができる。絵葉書「国弊中社新田神社絵端書」は、昭和20年以前のもものとみられ、鳥居や社殿が描かれた、当時の状況を知ることができる資料である。



写真（左から）色絵桜島大爆発図桜島大根形皿、薩摩郡案内、絵葉書「国弊中社新田神社絵端書」

② 北郷久信報効事歴並歴代系譜他

〔令和4年9月受入れ〕

資料は、幕末期の平佐郷の領主・北郷久信の詳細な事績と、歴代平佐北郷家当主の概要がまとめられている。大正5年（1916）、鹿児島県立鹿児島第一中学校教諭だった伊地知茂七が、北郷久信の家臣で久信と懇意のあった有島武のまとめた資料や諸記録を基にして編集。平佐北郷家を調査する上での基礎資料となる。



(資料収集状況)

分類 年度	考 古	歴 史	民 俗	美 術	その他	計
昭和 5 6	7	3 6 1	4 7 2	1 0	0	8 5 0
5 7	2 0	3 3 7	5 0 0	4 3	0	9 0 0
5 8	1 3 1	4 1 3	5 3 4	8 5	8 7	1, 2 5 0
5 9	8	9 9	1 2 1	3 1	4 7	3 0 6
6 0	1	1 5 8	1 7 7	1 9	1 3	3 6 8
6 1	7	5 8	2 1 6	1 9	1 1	3 1 1
6 2	3	6 1	1 0 5	8	5	1 8 2
6 3	6	8 5	4 0	1 9	6	1 5 6
平成 元	2 1	3 2	1 8	0	4	7 5
2	1 5	1 1 6	3 4 0	5	4	4 8 0
3	0	1 0 9	4 8 7	4	6	6 0 6
4	2	6 9	1 7 4	6	7	2 5 8
5	4	6 1	4 8	8	2	1 2 3
6	7	7 1	4 9	3	6	1 3 6
7	0	6 3	1 4	6	2	8 5
8	4 9 1	8 7	8 6	3 0	1 0	7 0 4
9	0	9 6	4 0	3 5	3 2	2 0 3
1 0	0	1 0 0	2 7	2 9	4 8	2 0 4
1 1	0	1 1	5 0	9	0	7 0
1 2	0	7 5	2 2	1 2	9	1 1 8
1 3	0	7 0	7 7	9	0	1 5 6
1 4	2	2	5	0	1 3	2 2
1 5	0	1 4 3	3 3	1	2 5 0	4 2 7
1 6	4	1 1 2	3 8	0	0	1 5 4
1 7	0	3 5	2 1	0	0	5 6
1 8	0	2 7 9	3	2 0	0	3 0 2
1 9	0	6 1 1	8	0	8	6 2 7
2 0	0	1 3	1 6	0	0	2 9
2 1	0	9	0	0	0	9
2 2	0	0	1	1	0	2
2 3	0	0	0	1	0	1
2 4	0	1 4	2 6	1 6	0	5 6
2 5	0	0	0	2	0	2
2 6	0	1 9	0	0	0	1 9
2 7	0	0	7	1	0	8
2 8	0	2	2 5	9	0	3 6
2 9	0	1	0	0	0	1
3 0	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0
2	0	6 9	2 9	0	0	9 8
3	1	2 7 7	7 4	1 4	0	3 6 6
4	3	1 7 1	3 3	1	0	2 0 8
合 計	7 3 3 (7.4%)	4, 2 8 9 (43.0%)	3, 9 1 6 (39.3%)	4 5 6 (4.6%)	5 7 0 (5.7%)	9, 9 6 4 (100%)

(2) レプリカ製作

資 料 名：国指定重要文化財「新田神社文書」のうち、島津師久軍勢催促状

資料概要：南北朝時代中期のもので、薩摩国守護職・島津家6代当主である島津師久から新田宮（新田神社）神官である執印友雄（執印職／新田宮における最高職）に対し、肥後（熊本県）での合戦に合力するよう促す出陣命令書である。この軍勢催促状を受け、実際に執印が出陣することとなる。

製作方法：デジタル撮影による制作

(3) 資料保存

① 昆虫相調査

館内の昆虫相を把握し、的確な防除管理方策を整えることを目的として調査を依頼し実施した。

調査期間：各トラップ類設置・回収 1回目 令和4年 4月25日(月)～ 5月16日(月)
2回目 令和4年11月 7日(月)～12月 5日(月)

調査範囲：館内全域指定箇所

調査方法：2種類のトラップ設置によるモニタリング（歩行性昆虫類捕獲用インジケータ・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）

考 察：1回目の調査結果は、全体的な捕獲数が少なく、これまでの調査結果と同様に、外部からの侵入種である飛翔性昆虫類や歩行性昆虫類が優位を占め、文化財加害種についても捕獲されたが、数値的には、捕獲個体は前年と比較し減少となった。分布状況は2階エリアに多くの捕獲が見られ、中でも収蔵庫内に集中する結果であった。ただし、個々のポイントにおける捕獲は僅かで、異常な状態ではなかったが、内部の温湿度管理、清掃・整理・整頓などによって数値レベルを抑えていく必要があると思われた。

2回目の調査結果は、前年度同時期と比較すると全体的な捕獲数は減少した。通常最も優位を占める他昆虫類などの外部侵入種に対して、本調査の主対象である文化財加害種が半数以上を占める結果となった。最大の優占種はコナチャタテ類で、数値的には前年の捕獲数に比較すると減少した。分布状況については2階エリアで多くの捕獲が見られ、中でも収蔵庫に集中している結果になった。温湿度管理、整理・整頓・清掃などによって数値レベルを抑えていく必要があると思われた。

② 落下真菌（カビ類）検査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を実施した。

実 施 日：1回目 令和4年4月25日(月) 2回目 令和4年12月5日(月)

調査方法：真菌類採取用「ペタンチェック25」を用い、資料館内17の地点において落下を採取し、得られた検体を25℃1回目7日間、2回目5日間培養の後、培地上に発生した真菌集落の計測を行った。

採取方法：落下法20分暴露

考 察：1回目の調査結果については、1階の事務スペース等のバックヤードや図書室における数値が目立つ結果となった。経過的な観察も必要であると思われるが、空調機関係の汚れが影響している可能性もあるため一度点検を行い、微生物による汚染状況の確認などを行ってみる必要もあるのではないと思われる。図書室については、定期的な清掃はもとより、書棚に保管されている本以外にも床に近い箇所で保管されているダンボール等の確認と床清掃も必要かと思われる。ただし、収蔵庫内など“重要管理区域”については総て低レベルであり、良好な状態が維持されていた。

2回目は、1階図書室における数値が目立つ結果となった。定期的な清掃はもとより、本以外にも書棚の天板や床に近い場所で保管されている段ボール等のカビの発生や塵埃の確認と定期的な清掃が必要かと思われる。

③ 防虫処理

〔全館燻蒸〕

館内の保存資料及び、室内自体の虫害予防を目的として、SD剤2種（エコミューアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤及びブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和4年5月30日（月）・31日（火）

処理範囲：主要区域1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室、2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

〔防虫剤設置〕

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の資料周辺など、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミューアーFTプレート（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）を配置した。

施工日程：令和4年9月20日（火）

処理範囲：主要区域1階 第1収蔵庫、殺虫滅菌室、2階 第1展示室、第2展示室、第2収蔵庫

〔包み込み式炭酸ガス燻蒸〕

第1収蔵庫内の文化財加害虫の被害が見られた資料を仮設テント内で少量ずつ包み込み燻蒸することで、重点的に昆虫を処理することを目的として実施した。

施工日程：令和4年10月24日（月）～11月7日（月）

実施場所：工作室前通路

〔部分燻蒸〕

第1収蔵庫の保存資料及び室内自体の虫害予防を目的として、SD剤（ブンガノン：シフェノトリン炭酸ガス製剤）による燻蒸を実施した。

施工日程：令和4年10月31日（月）

実施場所：第1収蔵庫

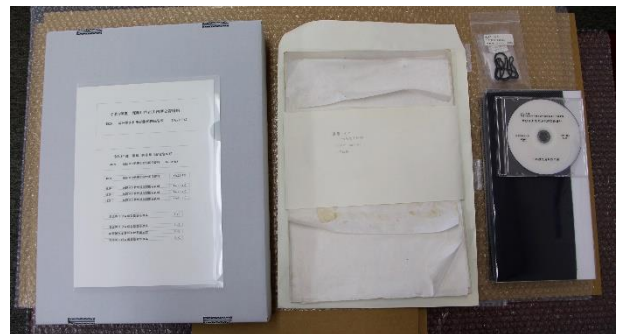
④ 資料の修復処置

歴史資料館の収蔵資料の内、紙資料については、公文書から私文書、地図、教科書をはじめとした書籍類など多数所蔵している。その中には、長期の展示や異なる保管経緯の違いにより、劣化が著しく進行している資料や酸化が進み脆弱になっている資料がみられる。そのため、資料の保存期間を延ばし、展示利用についても耐えうる状態を保持し、劣化の進行を抑えることを目的に修復処置を行うこととする。

対象資料については、戦後80年に向けての終戦記念展示等で活用を検討している資料で、劣化が進行しやすい状態にある資料を選定し、状態悪化が進行する前に修復作業を行うこととした。

資料名：故陸軍少佐野添淑郎関係資料 一式

修復内容：解綴、クリーニング、貼付資料の剥離作業、修復（リーフキャストイング）、脱酸性化処置、記録作業、カラスキャンニング、中性紙保存箱の製作等



3 展示

(1) 特別展

「鎌倉時代の薩摩川内」

展示内容：NHK 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放映を受けて、当時における薩摩川内の状況を、薩摩国分寺や新田神社、澁谷氏、それ以外の薩摩川内に所領を持つ御家人等について紹介した。

展示では、「鎌倉時代前半の薩摩川内」「薩摩国分寺と八幡新田宮」「渋谷氏の南九州下向」「蒙古襲来と薩摩川内」「鎌倉時代後半の薩摩川内」等のテーマに分け、古文書資料や貿易陶磁器などの資料から多角的に紹介した。

展示期間：令和4年10月5日（水）～令和5年1月15日（日）
（84日間）

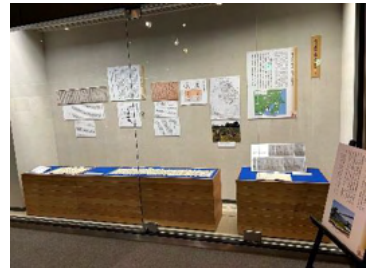
展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

主な展示資料：新田神社文書（国指定重要文化財／実物・レプリカ／新田神社蔵、館保管）

岡元家文書、国分文書（鹿児島歴史・美術センター黎明館蔵、個人蔵・保管）山口家文書、薩藩旧記雑録（鹿児島県立図書館蔵）寺尾家文書、玉里島津家資料（鹿児島大学附属図書館蔵）日本図、持鉢松遺出土貿易陶磁器（南さつま市教育委員会蔵）、島津家文書（国宝）、入来院家文書、国分文書【画像】（東京大学史料編纂所蔵）、蒙古襲来絵詞【画像】（九州大学附属図書館 九大コレクション）、山口遺跡等薩摩川内市内の出土遺物（鹿児島県立埋蔵文化財センター蔵）

観覧者数：1, 293名

関連事業：普及活動に記載 歴史講座（P11）、史跡巡り（P11）



(2) 期間限定展示

「八橋蒔絵螺鈿硯箱（模作）と制作資料」

展示内容：硯箱の題材や装飾技法について、模作の作成時の資料とあわせて紹介した。

展示開始：令和4年4月26日（火）～6月26日（日）
（54日間）

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室

展示資料：八橋蒔絵螺鈿硯箱、制作資料

観覧者数：625名



(3) トピック展示

「暦の歴史～旧暦から新暦～」

展示内容：太政官布告による改暦から150年にちなみ、旧暦から新暦への暦の歴史や、江戸時代後半の鹿児島の天文研究の歴史についてパネルで紹介した。

展示期間：令和4年5月24日（火）～令和5年3月26日（日）
（255日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階ロビー

展示資料：伊勢暦、暦の台紙（当館蔵）、薩摩暦（鹿児島県歴史・美術センター黎明館蔵 玉里島津家資料）、「改暦ノ詔書」（国立公文書館蔵）

観覧者数：3, 650名



(4) 終戦記念展示コーナー

「資料に見る郷土の戦争」

展示内容：平成18年以降、終戦記念の日、夏休み期間にあわせて展示を行っているもので、戦中・戦後の収蔵資料を中心に資料写真パネルなど81点を展示紹介した。今回は、山田小学校の日誌を細かく取り上げたほか、沖縄が本土復帰して50年であることから一部資料で紹介した。

展示期間：令和4年7月20日（水）～10月16日（日）
（75日間）

展示場所：川内歴史資料館 第2展示室・企画コーナー1

主な展示資料：『写真週報』、国庫債券、『天皇機関説撃滅』、憲兵隊軍服・軍帽・腕章、千人針、日章旗の寄せ書き、航空機乗員手帳、通信筒、奉公袋、鉢巻き、絵葉書、慰問袋、隣組便り、陶製手榴弾、『ほまれの家』、『郷土史読本』、墨塗りの教科書『初等科工作 三』、石盤、衣料切符、終戦後の学校掲示の書類、山田国民学校日誌等

観覧者数：866名



(5) 図書コーナーの活用

① 「のぞいてみよう！川内 民話の世界」

掲示内容：地域に伝わる民話を知り、培われてきた文化に目を向け、その世界を楽しめる機会になるように、川内に伝わる民話について紹介した。また、図書コーナーの活用促進という観点から、関連図書を設置した。

展示期間：令和4年6月14日（火）～10月30日（日）
（118日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階図書コーナー

観覧者数：1,706名



② 「選奨土木遺産 長崎堤防」

掲示内容：長崎堤防が土木学会から選奨土木遺産に選定されてから10年を超えたことを踏まえ、長崎堤防について、意義、歴史的な価値、小野仙右衛門による貞享治水及び伝説等について幅広く紹介した。

展示期間：令和4年11月1日（火）～令和5年3月26日（日）
（120日間）

展示場所：川内歴史資料館 1階図書コーナー

観覧者数：1,882名



(6) 常設展示替え

「西ノ海」コーナー

時期：令和4年6月14日（火）～

場所：川内歴史資料館 2階第2展示室

内容：郷土の出身力士に関連した錦絵など、収集資料の中から追加で紹介した。



明治17年3月の
天覧相撲取組図【錦絵】

4 普及活動

(1) 講演会

演 題：「和船と人々の暮らし～川内川流域の薩摩型和船と川船～」

講 師：南竹 力 氏（川内職業能力開発短期大学校外部講師
工学博士）

日 時：令和4年11月5日（土）
13:30～15:30

場 所：川内まごころ文学館 多目的映像ホール

聴 講 料：無料

講演内容：鹿児島で用いられてきた和船の地域的特徴や使用法、
薩摩型和船や川船の構造から各部の使用法についてご講演いただいた。また、屋
外展示をしている薩摩型和船の解説のほか、講演内容に併せた講師所蔵の船道具や
収蔵資料を会場内に展示した。

聴講者数：39名



(2) 工作教室

① ステンドグラス風アート

日 時：令和4年7月30日（土）・31日（日）
9:30～12:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：ガラス絵の具を利用して、フォトフレーム上にステン
ドグラス風のオリジナル作品を作製した。

参 加 料：400円

参加者数：計22名（1日目12名、2日目10名）



② グラスサンドアート作り

日 時：令和4年8月11日（木／祝）
1回目 9:30～12:00
2回目 13:30～15:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：ガラスの中にカラーサンドでグラデーション層を作
り、装飾した置物を作製した。

参 加 料：500円

参加者数：計16名（1回目10名、2回目6名）



③ はがきを作ろう！

日 時：令和4年10月29日（土）・30日（日）
9:30～12:00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：ペットボトルに専用のパルプを溶かし、紙漉き用のキ
ットに流し込み、簡単な装飾を施して葉書サイズのも
のを作製する。

参 加 料：100円

参加者数：計5名（1日目5名、2日目0名）



④ アジアンノットの飾り作り

日 時：令和4年11月3日（木／祝）
1回目 9：30～10：30
2回目 11：00～12：00
3回目 13：30～14：30

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：中国、韓国、日本などの結びを総称する「アジアンノット」と呼ばれる伝統的な結びを用いてオリエンタルな雰囲気のストラップを作製した。

参 加 料：300円

参加者数：計12名（1回目5名、2回目3名、3回目4名）



⑤ 干支人形作り

日 時：令和4年12月4日（日）
9：30～11：30

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：紙粘土を使って、来年の干支「卯」の人形と屏風を作製した。

参 加 料：200円

参加者数：20名



(3) 川内歴史資料館開館記念ミュージアムコンサート 「歴史資料館で聴く リコーダーとコントラバスの響き」

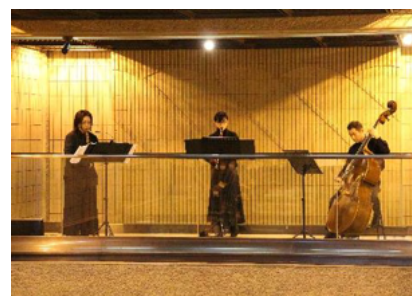
日 時：令和5年2月11日（土／祝）
14：30～15：30

場 所：資料館 演奏場所：2階渡り廊下

出 演：花田理絵子氏（リコーダー）
狩集佳代子氏（リコーダー）
鮫島貴裕氏（コントラバス）

内 容：館内に響き渡る演奏を楽しみながら、展示を観覧してもらった。

参加者数：103名



(4) いきいき生涯学習事業

両館合同企画「心と体を解き放とう！C Iダンス体験」

日 時：令和4年11月20日（日）
10：00～11：30 第1部 ワークショップ
13：30～14：30 第2部 ダンスパフォーマンス

場 所：川内まごころ文学館 企画研修室

出 演：勝部ちこ氏、鹿島聖子氏
（コンタクト・インプロビゼーション）

内 容：心のおもむくままに音楽とともに体を動かすC Iダンスを体験するとともに、世界的なダンサーのダンスと音楽を見学した。

参加者数：計26名（第1部15名、第2部11名）



(5) おりがみ広場

① 春のおりがみ広場

日 時：令和4年4月29日（金/祝）～5月5日（木/祝）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー特設会場

内 容：ゴールデンウィーク無料開館に併せ、子供の日になんだおりがみ作品を作製した。

参加者数：76名



② 秋のおりがみ広場

日 時：令和4年11月1日（火）～6日（日）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー特設会場

内 容：教育・文化週間の無料開館に併せ、もみじ、イチョウなど秋にちなんだおりがみ作品を作製した。

参加者数：59名



(6) お正月イベント

① 「お正月遊び」を楽しもう

日 時：令和5年1月4日（水）～9日（月/祝）
9：00～16：00

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：羽根つき、すごろく、福笑いなど昔ながらのお正月遊びを自由に体験してもらった。

参加者数：125名



② 「お正月工作」を楽しもう

日 時：令和5年1月7日（土）～9日（月/祝）
9：00～16：30

場 所：川内歴史資料館 1階ロビー

内 容：今年の干支「卯」のおりがみを作製し、楽しんでもらった。

参加者数：15名



(7) チャレンジクイズ

対 象：高校生以下とその保護者

内 容：展示を見ながらクイズを解くことにより、展示資料や内容への理解を深めてもらう。参加者には参加賞を進呈する。

① 夏休みチャレンジクイズ

開催期間：令和4年7月23日（土）～8月31日（水）

参加者数：179名

② 冬休みチャレンジクイズ

開催期間：令和4年12月17日（土）～令和5年1月9日（月/祝）

参加者数：41名

(8) 歴史講座

日 時：令和4年5月8日（日）～令和5年2月12日（日）

13:30～15:00 全5回

場 所：川内歴史資料館 研修室

内 容：毎回、異なる講師による歴史をテーマにした講座。

受 講 料：各回200円

日程	タイトル	講師	聴講者数
5/8 (日)	隼人と律令国家 ～隼人の戦い1300年～	永山 修一 氏 (ラ・サール学園教諭)	39名
9/11 (日)	世界から見た九州の恐竜	池上 直樹 氏 (御船町恐竜博物館主任学芸員)	30名
10/9 (日)	知覧の特攻隊員たち	鳥濱 拳大 氏 (ホテル館富屋食堂館長)	26名
11/13 (日)	鎌倉時代の薩摩川内（展示解説付）	吉本 明弘 (川内歴史資料館学芸員)	38名
11/26 (土)	史跡巡り～ウォーキング in 入来～	吉本 明弘 (川内歴史資料館学芸員)	15名
12/18 (日)	古代の南九州（国府・国分寺など）	有満 さゆり 氏 (都城島津邸学芸員)	34名
2/12 (日)	妙見信仰と神仏分離	石原 浩 氏 氏 (八代市立博物館未来の森 ミュージアム学芸員)	31名

聴講者数：延べ213名

(9) 出前講座

日程	種 類	演 題	主 催	参加者数
5/24 (火)	講演	6年生の校内・校外学習「永利 地区の歴史」	永利小学校	85名
6/24 (金)	講演	国分寺と新田神社	川内看護専門学校	25名
7/9 (土)	講演	ふるさと永利の歴史	永利地区コミュニティ協 議会	111名
2/18 (土)	講演	古文書から読み解く薩摩の守 護所～川内の碇山を中心に～	薩摩川内郷土史研究会	19名

(10) 夏休み課題応援

① 夏の書道教室

日 時：7月26日（火）・28日（木）

10:00～12:00

対 象：小・中学生

場 所：1階研修室

内 容：学校から出される書道の課題を作品として仕上げた。

参加者数：計42名（1回目26名、2回目16名）



② 調べてみよう！薩摩国分寺

日 時：8月6日（土）・7日（日）

9：30～12：30

場 所：川内歴史資料館 研修室・第1展示室
薩摩国分寺跡史跡公園

内 容：「薩摩国分寺」を題材に、小学校社会科自由研究に関して、自分で考え、学ぶ場を提供した。

参加者数：計14名（1回目10名・2回目4名）



(11) 博物館実習・インターンシップ・職場体験・地域貢献体験研修

学芸員資格取得を希望する博物館実習、薩摩川内市内の中学生・高校生の職場体験学習、薩摩川内市内の各小・中学校教職員の地域貢献体験研修を受け入れた。

名称	期間	対象	参加者数
職場体験学習	6月28日（火）～30日（木） ※3日間	東郷学園義務教育学校8年生	3名
教職員研修（地域体験研修）フレッシュ研修（2年目）	7月26日（火）～28日（木） ※3日間	可愛小学校教諭	1名
薩摩川内市フレッシュ研修（学校教育課）※展示解説	8月3日（水）	市内教諭 学校教育課	22名
教職員研修（中堅教諭等資質向上研修）パワーアップ研修（10年目）	8月23日（火）～25日（木） ※3日間	川薩清修館高校教諭	1名
	8月23日（火）、25日（木） ※2日間	平佐西小学校教諭	1名
教職員研修（地域体験研修）フレッシュ研修（2年目）	8月24日（水）	平成中学校教諭 高来小学校教諭	2名
	8月23日（火）～25日（木） ※3日間	隈之城小学校教諭	1名
インターンシップ	9月9日（金）～11日（日） ※3日間	鹿児島純心女子大学生	3名

(12) 広報活動

- ① 新聞社、広報薩摩川内、FMさつまさんだいを利用
- ② 川内歴史資料館ウェブサイト、SNS
- ③ まちづくり公社のウェブサイトと広報誌 ACS タイム・ACS 情報
- ④ わくわく薩摩川内土曜塾のチラシ掲載

(13) 刊行物・作成

『薩摩川内市川内歴史資料館 年報』（令和3年度） ※資料館HP掲載（PDF）

(14) その他

① 無料開館

名 称	期 間	入館者数
ゴールデンウィーク無料開館	令和4年4月29日（金/祝）～5月5日（木/祝）	206名
県民の日無料開館	令和4年7月14日（木）	8名
敬老の日無料開館	令和4年9月17日（土）～25日（日）	7名
教育・文化週間無料開館	令和4年11月1日（火）～6日（日）	135名
お正月無料開館	令和5年1月4日（水）～1月9日（月/祝）	177名
資料館開館記念日 無料開館	令和5年2月11日（土/祝）	108名

② 特別開館

項 目	月 日	入館者数
ゴールデンウィーク特別開館	令和4年5月2日（月）	10名
夏休み特別開館	令和4年8月15日（月）	14名

③ 臨時休館

項 目	月 日
全館燻蒸	令和4年5月31日（火）
台風接近に伴う臨時休館 （経済政策課指示）	令和4年9月18日（日）・19日（月/祝）
常設展撤収、特別展設営	令和4年10月4日（火）
特別展撤収、常設展復旧	令和5年1月17日（火）

④ 「らくらく鹿児島巡り事業」継続参画

期 間：令和4年7月16日（土）～令和5年2月28日（火）

主 催：らくらく鹿児島巡り事業事務局、県観光・文化スポーツ部PR観光課

内 容：QRコード設置及び利用案内、公式WEBサイトへの施設掲載

利用件数：15件（当館把握分）

Ⅱ 管理・運営

1 管理・運営

平成16年4月1日から、指定管理者制度により、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されてきた。

平成26年度より、当公社学芸施設課が管理している歴史資料館を含む薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園を併せた管理費で、3施設の管理にあたっている。

令和4年度からは薩摩川内市の組織機構再編により、館の施設管理を含め、予算の伴うものは市長部局へ移った。経済シティーセールス部の経済政策課が所管、博物館資料の受け入れ等に関しては、文化スポーツ課の所管となった。

また、薩摩国分寺跡史跡公園及び横岡古墳公園の両史跡公園については、教育委員会の社会教育課（文化財グループ）所管となった。（指定管理者制度については、P20～21の薩摩川内市川内歴史資料館条例第4～10条参照）

今年度から大きく変更した体制の中、以下の修繕・工事他、システム・機器の変更を行った。

① 資料館敷地内

- ・ 展示室系統空調機防火ダンパー電磁リリース取替修繕
- ・ 研修室暗幕カーテン取替修繕
- ・ 学芸員室床張替修繕
- ・ アプローチ床タイル補修
- ・ 外便所浄化槽放流ポンプ取替工事
- ・ 研修室・学芸員室ガラスひび割れ取替修繕
- ・ 館内トイレ詰まり修繕
- ・ 電話設備取替修繕

② 薩摩国分寺跡史跡公園

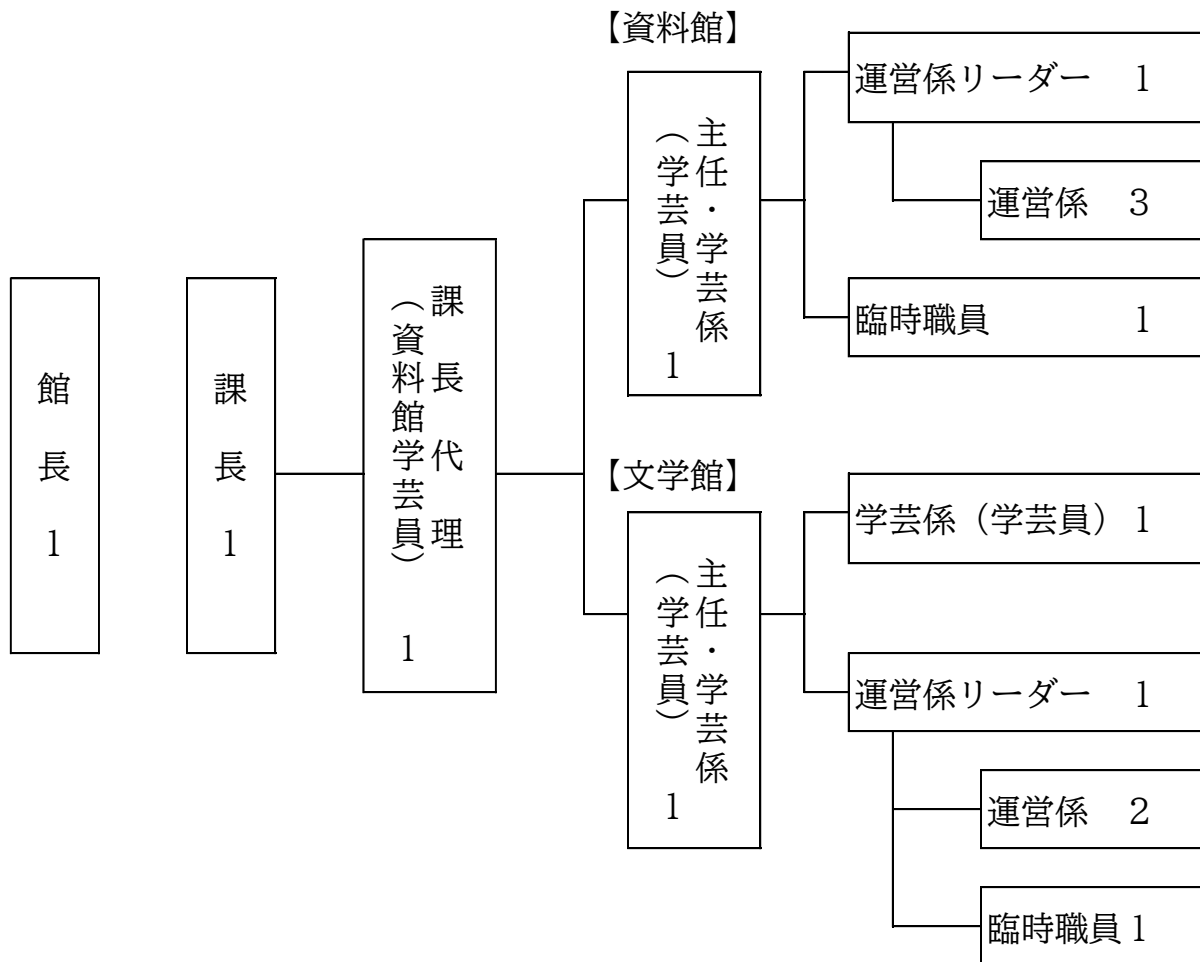
- ・ 国分寺跡史跡公園看板張替修繕

③ 横岡古墳公園

- ・ 外灯取換修繕

2 川内歴史資料館指定管理者体制

指定管理者：（公財）薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課



薩摩川内市（所管課）	指定管理者
経済政策課 ・ 予算措置 ・ 施設の大規模修繕 ・ 施設に関する助言・指導 文化スポーツ課 ・ 資料受入れの可否 ・ 資料館運営協議会及び文学館運営協議会に関する事務	資料館・文学館 ・ 施設の管理全般（小規模修繕含む） ・ 事業（運営）計画の作成、実施 ・ 資料の収集、保管、調査・研究、展示に関すること ・ 入館料管理、市への納入処理 ・ 博物館実習等の受入れ ・ 広報及び教育普及、展示解説、問い合わせ対応等 ・ 市への報告（月次、年度） ・ 予算案の作成
社会教育課 ・ 史跡公園の大規模修繕	薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園 ・ 史跡公園の管理全般（小規模修繕含む） ＊資料館に含む

3 薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会

薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会は、薩摩川内市川内歴史資料館条例（平成16年10月12日薩摩川内市条例97号）第19条「市長の諮問に応じ、歴史資料館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会を置く」により設置された。協議会の委員の定数は10人以上で任期は2年。（会則についてはP27参照）

なお、前年度までは「薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会」となっていたが、今年度より、川内歴史資料館は市長部局、郷土館はそのまま教育委員会管轄となったため、郷土館の運営協議会は別で実施することとなった。

[歴史資料館運営協議会委員名簿]

（任期 令和4年10月1日～令和6年9月30日）

選 出 区 分	氏 名	備 考
市内の小・中学校・義務教育学校の代表者	柳 田 健 一	水引小学校長
専門的知識及び技能を有する者	持 永 八洲郎	市文化財保護審議会長
	押 川 丞 輔	樋脇郷土史同好会理事
	荒 田 邦 子	学校法人川島学園れいめい中学校教諭
	石 神 陽 子	薩摩川内市文化協会入来支部長
	松 田 利 文	薩摩川内市公認観光ガイド
	小平田 史 穂	尚古集成館学芸員
学識経験者	小 島 摩 文	鹿児島純心女子大学教授

第1回協議会

日 時 令和4年11月25日（金） 13:00～14:15

場 所 川内歴史資料館 研修室

議事内容 報告・協議

- ① 薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会会長及び副会長の選任について
- ② 令和3年度川内歴史資料館事業実績
- ③ 令和4年度川内歴史資料館事業計画及び事業報告について
- ④ その他

第2回協議会

日 時 令和5年3月20日（月） 13:15～14:15

場 所 川内歴史資料館 研修室

議事内容 報告・協議

- ① 令和4年度川内歴史資料館事業実績について
- ② 令和5年度川内歴史資料館事業計画について
- ③ その他

4 利用状況

(1) 入館状況表/月別（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

資料館のみ				文学館共通								資料館のみ		共通		入館料免除				入館料無料				合 計				開 館 日 数	資料館 のみの 入館料	前入 年館 対者 比							
個 人		団 体		個 人				団 体		バスポート 使用者		バスポート 使用者		一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	未就 学児	未就 学児										
月	一般	バスポート	小中高	バスポート	合計	一般	小中高	バスポート	合計	一般	小中高	バスポート	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	未就 学児	未就 学児										
@	¥200	¥400	¥100	¥200	¥160	¥80	¥160	¥350	¥80	¥150	¥130	¥60																									
4	23	0	0	0	23	0	0	0	31	5	17	22	1	0	1	2	0	2	8	144	152	123	12	6	141	193	173	6	372	26	14.3	¥12,940	97.6%				
5	38	0	0	0	38	31	0	31	7	42	0	0	49	0	0	0	7	0	7	13	185	198	247	272	20	539	385	457	20	862	26	33.2	¥28,380	141.1%			
6	21	1	1	0	23	0	0	0	13	3	0	0	16	0	0	0	1	0	1	3	0	3	6	47	53	145	105	1	251	193	153	1	347	26	13.3	¥7,830	182.6%
7	58	4	1	0	63	0	0	0	16	16	2	0	34	0	0	0	6	0	6	1	43	44	168	130	12	310	269	176	12	457	27	16.9	¥21,620	84.2%			
8	139	1	36	0	176	0	0	0	50	2	14	0	66	9	60	69	0	0	7	7	34	43	77	108	20	148	350	173	20	543	27	20.1	¥46,390	221.6%			
9	45	0	0	0	45	0	0	0	24	5	0	0	29	0	0	0	2	0	2	8	32	40	112	0	4	116	196	32	4	232	24	9.7	¥14,590	2320.0%			
10	123	0	0	0	123	10	59	69	60	4	0	0	64	0	0	0	1	0	1	10	23	185	208	145	102	5	252	376	346	5	727	25	29.1	¥41,920	116.3%		
11	38	0	0	0	38	20	0	20	24	6	0	0	30	0	0	0	2	0	2	17	237	254	353	118	18	489	460	355	18	833	26	32.0	¥16,740	83.1%			
12	48	4	0	0	52	0	0	0	17	4	0	0	21	0	0	0	2	0	2	21	25	46	277	20	14	311	373	45	14	432	24	18.0	¥15,320	134.2%			
1	47	0	0	0	47	0	0	0	9	5	0	0	14	0	0	0	5	0	5	4	29	33	238	57	20	315	308	86	20	414	23	18.0	¥12,590	102.0%			
2	70	0	1	0	71	0	0	0	33	2	2	0	37	29	0	29	0	0	2	21	204	225	212	9	17	238	369	216	17	602	24	25.1	¥24,010	264.0%			
3	71	0	9	0	80	34	0	34	17	0	7	0	24	0	0	0	1	0	1	10	24	34	137	0	4	141	270	40	4	314	27	11.6	¥23,820	107.5%			
計	721	10	48	0	779	95	59	154	292	98	25	0	415	43	77	120	3	0	3	49	0	49	166	1,198	1,364	2,265	845	141	3,251	3,742	2,252	141	6,135	305	20.1	¥266,150	126.6%

(2) 入館状況表/年度別 (昭和58年度～令和4年度)

年 度	資料館のみ										文学館共通										資料館のみ		共通		入館料免除						入館料無料						合計				開館 日数	一日 平均	入館料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	個人					団 体					個人					団 体					バスポート 利用者	バスポート 利用者	入館料免除						入館料無料						合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	バ ス ポ ー ト	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト			小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般				小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計	一 般	小 高	バ ス ポ ー ト	小 計

5 決算

(1) 歳入

- ① 入館料 266,150円
 ② 図書等販売収入 102,100円

(2) 歳出

歴史資料館等管理費

(単位：円)

科 目	予 算 額	執 行 額	予 算 残 額
報 酬	660,000	660,000	300
報 償 費	30,000	29,700	33
諸 謝 金	70,000	69,200	800
著 作 権 料	0	0	0
旅 費 交 通 費	107,000	83,730	23,270
消 耗 品 費	821,000	757,872	63,128
消耗什器備品費	0	0	0
燃 料 費	48,000	47,164	836
会 議 費	0	0	0
印 刷 製 本 費	608,000	576,620	31,380
光 熱 水 料 費	6,823,000	6,822,354	646
通 信 運 搬 費	287,000	262,943	24,057
委 託 費	10,029,000	9,847,434	181,566
修 繕 委 託 費	2,055,000	1,835,680	219,320
賃 借 料	1,405,000	1,404,340	660
保 険 料	198,000	182,490	15,510
租 税 公 課	5,000	3,600	1,400
負 担 金 支 出	39,000	39,000	0
広 報 費	0	0	0
雑 費	20,000	14,318	5,682
計	48,603,000	48,034,445	568,555

6 条例・規則

薩摩川内市川内歴史資料館条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 97 号

(設置)

第 1 条 市の歴史、考古、民俗、美術等に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び教育活動を通して、市民の教養を育み、文化の発展に寄与するため、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
薩摩川内市川内歴史資料館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 一般公衆に対して、資料に関する必要な説明、指導等を行い、又は歴史資料館の施設を教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供すること。
- (3) 資料に関する調査研究を行うこと。

(指定管理者による管理)

第 4 条 歴史資料館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う歴史資料館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 歴史資料館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 歴史資料館の入館の許可(以下「入館許可」という。)及び入館許可の取消し等に関する業務
- (3) 歴史資料館の入館に係る料金(以下「入館料」という。)の収受に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、歴史資料館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、歴史資料館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が入館者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が歴史資料館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 歴史資料館の管理業務の実施状況及び入館状況
- (2) 入館料等の収入実績
- (3) 歴史資料館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による歴史資料館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、歴史資料館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 歴史資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 市長は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 歴史資料館の休館日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 市長は、歴史資料館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館許可)

第13条 歴史資料館に入館しようとする者は、入館許可を受けなければならない。

(入館料)

第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第13条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 歴史資料館の資料又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上支障があると認めるとき。

(入館許可の取消し)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、歴史資料館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

(損害賠償)

第17条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 指定管理者は、歴史資料館の管理に関して知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 19 条 市長の諮問に応じ、歴史資料館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 20 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、歴史資料館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条に定める許可を受けないで歴史資料館に入館した者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、川内市歴史資料館の設置及び管理に関する条例(昭和 58 年川内市条例第 22 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和 3 年 12 月 17 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の薩摩川内市川内歴史資料館条例第 19 条の規定による薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会の委員の職にある者は、当該任期中に限り、第 1 条の規定による改正後の薩摩川内市川内歴史資料館条例第 19 条の規定による薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会及び第 2 条の規定による改正後の薩摩川内市郷土館条例第 17 条の規定による薩摩川内市郷土館運営協議会の委員とみなす。

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

別表(第 14 条関係)

区 分	入館料		
	個人	団体(20 人以上)	年間入館券
大 人	1 人 1 回につき 200 円	1 人 1 回につき 160 円	1 人 1 年間に つき 400 円
小・中・高校生(義務教育 学校に就学している者 を含む。以下同じ。)	1 人 1 回につき 100 円	1 人 1 回につき 80 円	1 人 1 年間に つき 200 円

備考

- 1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館の常設展示の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては 160 円、個人の小・中・高校生にあつては 80 円、団体の大人にあつては 130 円、団体の小・中・高校生にあつては 60 円、年間入館券の大人にあつては 350 円、年間入館券の小・中・高校生にあつては 150 円とする。
- 2 未就学児は、無料とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、歴史資料館指定管理者指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
 - (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 歴史資料館の管理に関する業務の収支予算書
 - (4) 前項の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該事業年度の前事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (指定通知書の交付)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、歴史資料館指定管理者指定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(入館券)

第4条 指定管理者は、条例第13条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第5条 歴史資料館に入館する者(以下「入館者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 資料調査等のための歴史資料館1階への入館
 - (2) 市長が認定した公共的団体が行う会合等
 - (3) 市長が認定した自主グループ活動
 - (4) 市内の公共的団体等によるミニコンサートその他歴史資料館の事業の趣旨にかなう活動
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める場合
- (入館料の免除)

第6条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者(1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人1人を含む。)がその身分を証する書面を提示して入館する場合
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日において、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童若しくは中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者として市長が認めるものが入館する場合
- (4) 前3号に掲げるほか、市長が適当と認める場合

2 前項第1号及び第3号の場合並びに同項第4号に該当する場合のうち市長が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、市長に歴史資料館入館料免除申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、歴史資料館入館料免除承認通知書(様式第4号)により通知する。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員が指示すること。

(損傷等の届出)

第8条 入館者は、歴史資料館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに歴史資料館損傷等届(様式第5号)によりその旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 条例第17条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、市長が指定するものをもって賠償することができる。

(資料の寄贈又は寄託)

第10条 市長は、市の歴史、考古、民俗、美術等に関する資料(以下「資料等」という。)で、歴史資料館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ市長にその旨申し出るものとする。
- 3 市長は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第6号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第7号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第11条 寄託された資料等の管理は、歴史資料館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返還)

第12条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は歴史資料館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第13条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

第14条 歴史資料館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

- 2 前項の閲覧をしようとする者は、歴史資料館資料等閲覧承認申請書(様式第8号)により指定管理者の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

第15条 歴史資料館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第16条 歴史資料館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、市長が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則(平成 16 年 薩摩川内市教育委員会規則第 33 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)第21条の規定に基づき、薩摩川内市川内歴史資料館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の委員構成)

第2条 運営協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校を代表する者
- (2) 歴史、考古、民俗、美術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の薩摩川内市川内歴史資料館・郷土館運営協議会規則(平成16年薩摩川内市教育委員会規則第34号)第2条の規定により委嘱されている委員は、この規則の規定により委嘱された運営協議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和4年5月31日までとする。

その他

(1) 令和4年度のあゆみ

月日	事業内容	月日	事業内容
令和4年		9月11日	歴史講座「世界から見た九州の恐竜」
4月2日	健康太極拳（年間随時国分寺跡史跡公園北側広場使用）	9月17日	敬老の日無料開館（～25日）
4月3日	川内美術協会（年間随時研修室使用）	9月18日	臨時休館 ※台風接近のため（～19日）
4月13日	観光ボランティアガイドいたつまろ会（年間随時研修室使用）	10月4日	臨時休館 ※特別展設営のため
4月16日	薩摩川内郷土史研究会（年間随時研修室使用）	10月5日	特別展「鎌倉時代の薩摩川内」 （～令和5年1月15日）
4月25日	昆虫相調査（～5月16日）	10月9日	歴史講座「知覧の特攻隊員たち」
4月25日	落下真菌検査	10月18日	島根県南部町教育長来訪
4月26日	期間限定展示「八橋詩絵螺鈿硯箱（模作）と制作資料」（～6月26日）	10月24日	包み込み式炭酸ガス燻蒸（～11月7日）
4月29日	ゴールデンウィーク無料開館（～5月5日） 春のおりがみ広場（～5月5日）	10月29日	工作教室「はがきを作ろう！」
5月2日	ゴールデンウィーク特別開館	10月31日	部分燻蒸（第1収蔵庫）
5月8日	歴史講座「隼人と律令国家～隼人の戦い1300年～」	11月1日	図書コーナーミニ展示「選奨土木遺産長崎堤防」 （～令和5年3月26日） 秋のおりがみ広場（～6日） 教育文化週間無料開館（～6日）
5月24日	トピック展示「暦の歴史～旧暦から新暦へ～」 （～令和5年3月26日）	11月3日	工作教室「アジアノットの飾り作り」
5月24日	出前講座 永利小学校6年生	11月5日	川内歴史資料館講演会「和船と人々の暮らし～川内川流域の薩摩型和船と川船～」
5月30日	全館燻蒸（～31日）	11月7日	昆虫相調査（～12月5日）
5月31日	臨時休館 ※館内燻蒸の為	11月13日	歴史講座「鎌倉時代の薩摩川内」（展示解説付）
6月14日	常設展示替え「西ノ海」コーナー	11月20日	生き生き生涯学習事業両館合同企画 「心と体を解き放とう！C Iダンス体験」
6月14日	図書コーナーミニ展示「のぞいてみよう！川内民話の世界」（～10月30日）	11月26日	歴史講座「史跡めぐり～ウォーキングin入来～」
6月24日	出前講座 川内看護専門学校	12月4日	工作教室「干支人形作り」
6月28日	職場体験学習（～30日）	12月5日	落下真菌検査
7月9日	出前講座 永利地区コミュニティ協議会	12月17日	冬のチャレンジクイズ（～令和5年1月9日）
7月14日	県民の日無料開館	12月18日	歴史講座「古代の南九州（国府・国分寺など）」
7月16日	「らくらく鹿児島巡り事業」継続参画 （～令和5年2月28日）	12月22日	韓国昌寧郡視察団来訪
7月20日	戦後記念展示コーナー「資料に見る郷土の戦争」 （～10月16日）	令和5年	
7月23日	夏休みチャレンジクイズ（～8月31日）	1月4日	お正月無料開館（～9日） お正月イベント「お正月遊びを楽しもう」（～9日）
7月26日	教職員研修フレッシュ研修（～28日） 夏休み課題応援「夏の書道教室」	1月7日	お正月イベント「お正月工作を楽しもう」（～9日）
7月28日	夏休み課題応援「夏の書道教室」	1月17日	臨時休館 ※企画展撤収・常設展示復旧
7月30日	工作教室「スタンドグラス風アート」	1月18日	常設展示替え「二ノ方良右衛門関係資料」 常設展示替え「新田神社」コーナー
7月31日	工作教室「スタンドグラス風アート」	2月11日	資料館開館記念日無料開館 川内歴史資料館開館記念ミュージアムコンサート 「歴史資料館で聴くりコーダーとコントラバスの響き」
8月3日	薩摩川内市フレッシュ研修	2月12日	歴史講座「妙見信仰と神仏分離」
8月6日	夏休み課題応援「調べてみよう！薩摩国分寺」	2月18日	出前講座 薩摩川内郷土史研究会
8月7日	夏休み課題応援「調べてみよう！薩摩国分寺」		
8月11日	工作教室「グラスサンドアート作り」		
8月15日	夏休み特別開館		
8月23日	教職員研修パワーアップ研修（～25日） 教職員研修フレッシュ研修（～25日）		
9月9日	インターンシップ（～11日）		

(2) 職員名簿

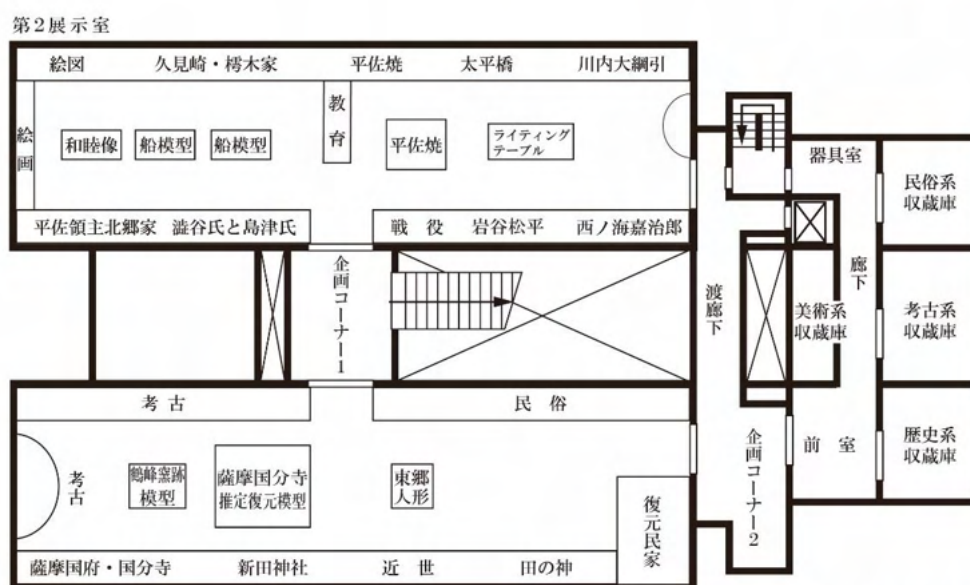
[指定管理者] 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役 職・係	氏 名		
学 芸 施 設 課 長	岩 元 信 一		
館 長	徳 丸 幸 男		
課 長 代 理	吉 本 明 弘		
主 任・学 芸 係	出 来 久 美 子		
運 営 係 リーダー	石 神 健 児		
運 営 係	新 満 裕 子	西 ノ 原 紀	小 田 健 治

(3) 館平面図



1階平面図



2階平面図

(4) 利用案内

休 館 日 月曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日以降の休日でない日）教育委員会が定める臨時の休館日
 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで（入館は午後 4 時 30 分まで）

入館料 ※（ ）内は 20 名以上の団体料金

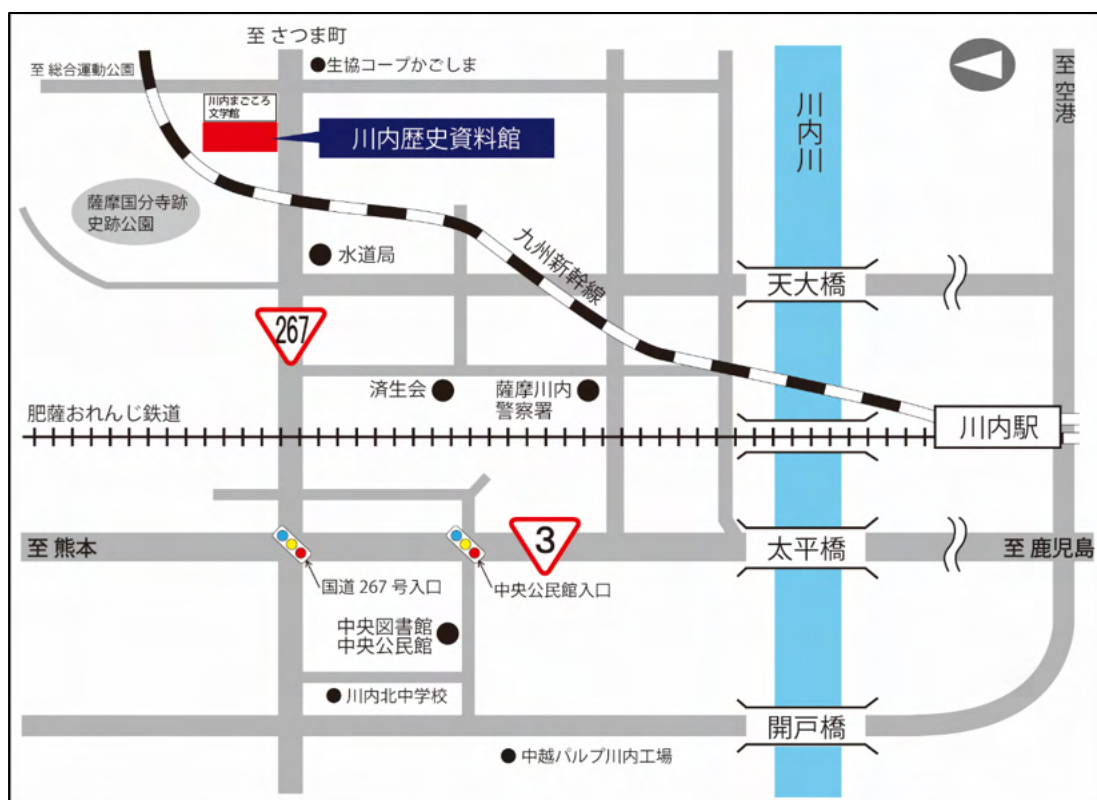
区 分	大 人	小・中・高校生
川 内 歴 史 資 料 館	200 円（160 円）	100 円（ 80 円）
川内まごころ文学館と共通	400 円（320 円）	200 円（160 円）

年間パスポート

区 分	大 人	小・中・高校生
川 内 歴 史 資 料 館	400 円	200 円
川内まごころ文学館と共通	900 円	400 円

交通案内

- JR 博多駅より九州新幹線で JR 川内駅下車（最短 約 1 時間 15 分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約 1 時間 10 分）
- JR 川内駅より車で 7 分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



薩摩川内市川内歴史資料館年報 令和4年度

発行日	令和5年10月
編集・掲載	薩摩川内市川内歴史資料館
	〒895-0072
	鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2番6号
	TEL 0996-20-2344
	FAX 0996-20-2848
	http://rekishi.satsumasendai.jp
	E-mail: rekishi@po4.synapse.ne.jp